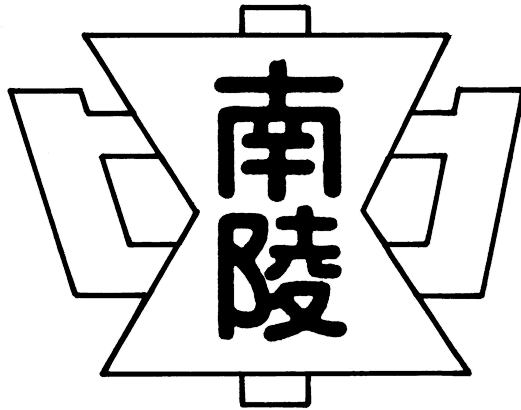


デジタル生徒手帳



常滑市立南陵中学校

目次

南陵中学校校歌	2
校訓	3
目指す生徒像	3
常滑市立南陵中学校 生徒会会則	4
組織図	7
南陵中学校生徒心得	8
南陵中学校服装規定	11
南陵中学校交通のきまり	16
学校・生徒会等行事予定	18
休業中のくらし	19
悩みごとは 早く相談を…	20
警報発令時における生徒の登下校の取扱いについて	21
大規模地震発生時等の対応について	22

南陵中学校校歌

谷川 俊太郎 作詞
湯浅 譲二 作曲
小島 里美 編曲

♩ = 84~96



か の う え の し ろ い こ う し ゃ お か の う え か ら あ お ら み よ う
お み の み え る し ろ い こ う し ゃ お み の う え か ら あ お ら み よ う
い せ の う み よ か も の お か よ か ぜ の か が や く ふ る さ と の と ち



こ こ も う ちゅ う に つ う じ て る み ち の せ か い の な そ を も と め て と
き ょ う の な か に も あ す が あ る や が て は ぼ た く そ の ひ め ざ し て と
あ い も ね が い も ひ た む き に ひ と り ひ と り が ゆ め を い だ い て と



も に ま な ぶ なん りょう ちゅう
も に は げ む なん りょう ちゅう
も に い き る なん りょう ちゅう

校歌

作詞 谷川俊太郎
作曲 湯浅譲二

一、丘の上の 白い校舎

丘の上から 青空見よう

ここも宇宙に 通じてる

未知の世界の なぞをもとめて

ともに学ぶ 南陵中

二、海の見える 白い校舎

海に向かつて 未来を呼ぼう

今日の中にも 明日がある

やがてはばたく その日めざして

ともにはげむ 南陵中

三、伊勢の海よ 加茂の丘よ

風のかがやく ふるさとの土地

愛も願ひも ひたむきに

ひとりひとりが 夢を抱いて

ともに生きる 南陵中

校訓

命を大切にし 頭を使い 汗を流す生徒

目指す生徒像

ふるさと南陵を愛し 夢と志をもった生徒

- ・笑顔・あいさつを大切にする生徒
- ・自分のよさに気付き、自分を大切にし、他のよさを認め、他を思いやる生徒
- ・主体的に学び、考え、粘り強く課題に取り組む生徒
- ・自らを高め、地域や社会のために尽くす生徒

常滑市立南陵中学校 生徒会会則

昭和45年4月1日制定

第一章 総則

第1条 本会は常滑市立南陵中学校生徒会(以後本会とよぶ)といい、本部を本校内に置く。

第2条 本会は会員の創意工夫によって自治の精神を高め、自発的学習と自治的活動を盛んにし、先生の助言と指導のもとに学校の行事や運営に協力して、豊かで民主的な学校づくりを目的とする。

第3条 本会は本校に在学する生徒全員で構成し、本校の先生は顧問となる。

第4条 本会の会員は平等に次の権利と義務をもつ。

- (1) 委員会において活動する権利及び義務。
- (2) 生徒会役員の見選挙権、被選挙権。
- (3) 生徒総会、学級生徒会に出席し、討議およびその議決を守る義務。
- (4) 本会の議決を守る義務。
- (5) 会費を納める義務。(会費は別にこれを定め、特別の事情のある者は除く)

第二章 組織

第5条 本会は次の組織で運営する。

- (1) 学級生徒会 (5) 委員会
- (2) 執行部会 (6) 部長会
- (3) 生徒議会 (7) 委員長会
- (4) 生徒総会 (8) 選挙管理委員会

第6条 学級生徒会は、その学級の会員をもって組織し、次の役員を置いて学級での問題を解決し、生徒議会へ提出する議案を審議する。

級長……男女各1名

副級長……男女各1名

書記……男女各1名

なお学級の役員の任期は生徒会役員と同じとする。(再選は認める)

第7条 執行部会は、生徒会役員で組織し、生徒会の企画運営を行い議会に提出する議案をまとめる。

第8条 生徒議会は、各学級より選出された男女各1名の副級長、各委員会より選出された1名の委員長および執行部役員をもって組織し、毎月1回定例議会を開く。ただし必要あるときは会長指示のもとに臨時議会を開くことができる。

議会の議長および副議長は、副級長より選出する。

第9条 生徒総会は本会の最高議決機関であって全校生徒をもって組織する。議会の決定事項中重要議案決定の承認を行い、必要と認めた緊急な議題が提出された時は、その提出賛否を取り、賛成議題(2/3)については、これを審議決定する。

- (1) 生徒総会は毎年1回以上開き、必要あるときは、議会の議決により臨時にこれを開くことができる。

(2)生徒総会に提出される議題は、あらかじめ会員に周知されなければならない。

第10条 各種委員会は各種委員会の委員によって組織され、随時これを開き、委員会で決定した事項の計画立案をし、議会の承認を経て、これの実施にあたる。

(1)会員はすべて定められた委員会に所属しなければならない。ただし執行部に所属する生徒は除く。

(2)本会にはよりよい学校生活を送る上で必要な委員会を置く。

(3)各委員会は、委員長、副委員長各1名を委員の互選によって選ぶ。

(4)委員会の委員の任期は通年とする。

第11条 部長会は、各部の部長でもって組織し各部が協力し、円滑な部活動ができるようにする。

第12条 委員長会は、各委員会の代表者でもって組織し、委員会活動における諸問題を討議し、その充実を計る。

第三章 役員および選挙

第13条 本会は次の役員を置く。

会長＝1名、副会長＝1名、書記＝2名、会計＝2名

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

(1)会長は生徒を代表し顧問の助言と指導のもとに会務を行う。また、生徒総会、生徒議会の召集の責任をもつ。

(2)副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその代理を務める。

(3)会計は学校当局の協力を得て、会費の出納および帳簿の整理と保管をし、会計報告をする。

(4)書記は生徒議会および生徒総会の議事を記録し、議決事項を掲示板に板書し、記録簿および書類を保管し、掲示板の管理をする。

第15条 役員の選挙は次のように行う。

(1)生徒会役員の選挙は、3月および9月に次期役員を選ぶことを原則とする。

(2)会員全員で選挙する。

(3)選挙は、まず執行委員6名を選出する選挙を実施し、その上で当選した6名の中から会長を選出する第2選挙をさらに実施する。

(4)対立候補のない場合は、無投票当選とする。(信任投票はしない。ただし、立会演説は行う。)

(5)立候補締め切りまでに候補者のない場合は、学級および学年で推せん候補を立てる。

(6)選挙の告示は、投票の2週間前とし、投票日は原則として3月および9月の下旬とする。

(7)その他選挙に関することは、選挙管理委員会の管理のもとに別に定める生徒会役員選挙規則によって行う。

第16条 級長、副級長、書記の選出は、生徒会役員の改選とともに学級ごとに行う。

第17条 役員の任期は次のとおりとする。

(1)前期役員 4月～9月末まで。

(2)後期役員 10月～翌年3月末まで。

後期役員は3年生を除く、1・2年生で構成する。

第四章 会議

第18条 学級生徒会、執行部会の会議を次のように定める。

(1)学級生徒会毎月1回定例議会をもつ。ただし、臨時議会を開くことができる。また特別な場合は休会できる。

(2)執行部会毎月1回委員会時に行う。なお必要に応じて会長指示のもと随時開くことができる。

第19条 生徒議会、生徒総会については、第8条(生徒議会)、第9条(生徒総会)の規定に基づいて会議を開く。召集は会長が行う。

第20条部長会および委員長会の会議は、必要に応じて開くことができる。

第五章 定足数

第21条 各会議の開催については次のように定める。

(1)生徒総会、生徒議会は会員の2/3以上出席があれば成立する。

(2)(1)以外の会議は、各々の会員の1/2以上の出席があれば成立する。

(3)執行部会の定足数は定めない。

第22条 生徒議会に提出された議題の議決は出席者の過半数の賛成があれば可決される。

第23条 生徒総会に提出された議題の議決は出席者の2/3以上の賛成があれば可決される。

第六章 顧問および指導者

第24条 学校長は生徒会に関するいかなる問題に対しても最高決定権を有する。

第25条 生徒会に属する団体には職員の顧問を置く。

第七章 会計および会計監査

第26条 本会の経費は生徒会費、事業収入および寄付金をもってこれにあてる。生徒会費については、別に定める。

第27条 会計の予算、決算は生徒議会の承認を必要とする。

第八章 付則

第28条 本会は生徒議会の決定により、会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。この場合は会員に知らせなければならない。

第29条 この会則は生徒議会の全議員の2/3以上が改正を必要と認めた場合で、生徒総会において2/3以上の賛成があれば改正することができる。

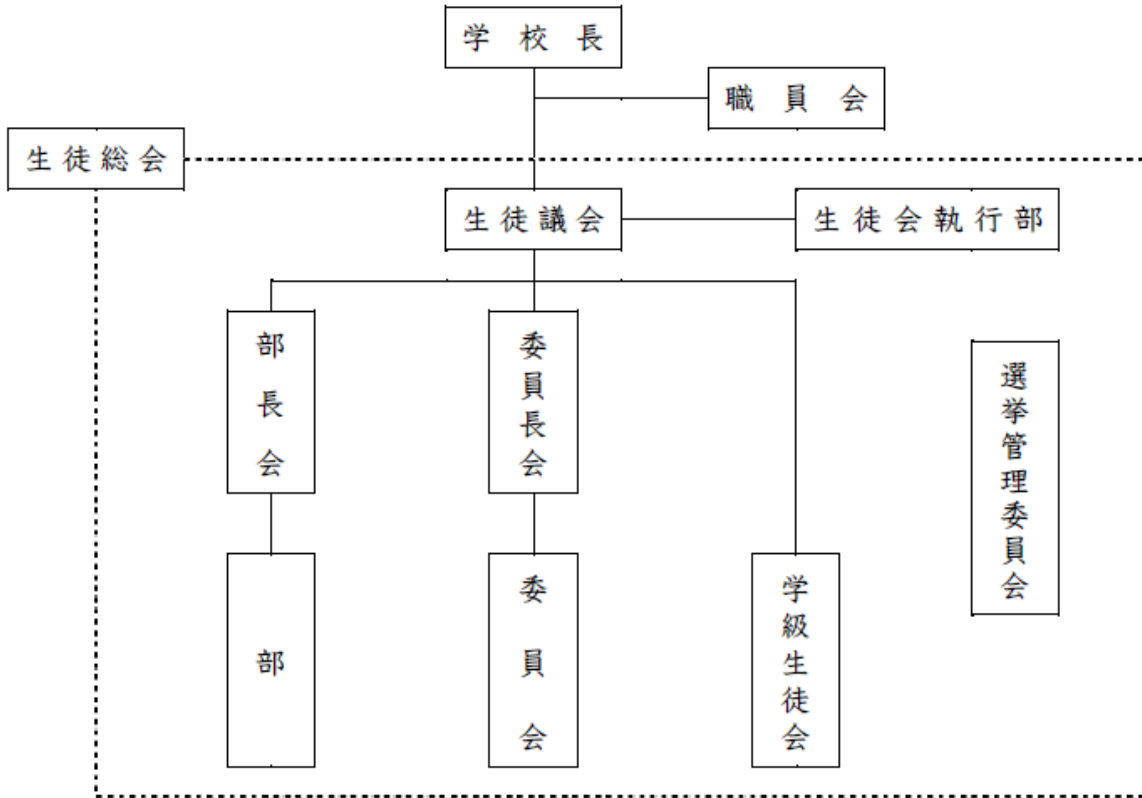
第30条 この会則は平成13年4月1日から実施する。

細則

第1条 会則9条中の緊急議題が提出された時の提出賛否のとり方は、会則21条に基づいて2/3以上賛成者があつた時審議として認める。

令和5年6月5日改訂

組織図



南陵中学校生徒心得

- 明るく健康的な学校生活を送り、常に自己の向上をめざすよう心がけよう。
- よりよい校風と伝統をつくるよう心がけよう。

1. 服装について

- (1) 清潔で中学生らしい服装をしよう。
- (2) 服装規定を守ろう。(別に定める)

2. 登校, 下校について

- (1) 始業時間8:25までに荷物を片付け、着席しよう。
- (2) 下校は、次の規定時刻を守ろう。

4月＝16:45 5月＝16:45 6月＝16:45

7月＝16:45 9月＝16:45 10月＝16:45

11月＝16:30 12月＝16:30 ~1/15＝16:30

1/16～＝16:45 2月＝16:45 3月＝16:45

部活動不参加者は速やかに帰ろう。寄り道をしないようにしよう。(やむを得ず寄り道をするときは担任の許可を得る)

- (3) 交通ルールを守り、決められた通学路を通ろう。
- (4) 自転車通学者については別に定める規定を守ろう。

3. 所持品について

- (1) 持ち物には、すべて記名をしよう。
- (2) 学習に必要なもの以外は持参しないようにしよう。
- (3) 生徒idカード、ハンカチ、ティッシュなどはいつも持参しよう。

4. 校内生活について

(1) 礼儀作法

- ① 先生や学校訪問者に快く挨拶をしよう。
- ② 学年の上下を問わず、生徒相互に親しみのある挨拶をしよう。
- ③ 正しいことば遣いをしよう。
- ④ 他の学級へは無断で入らないようにしよう。

(2) 学習時

- ① 始業時刻を守ろう。
- ② 授業中は静かに、真剣に取り組もう。
- ③ 自習の場合は、級長の指示のもとに、静かに学習しよう。
- ④ 授業の始めと終わりには、しっかりあいさつをしよう。

(3) 放課時

- ① 10分放課には次の時間の学習の準備をしよう。
- ② 教室移動は速やかに行おう。

(4) 清潔・整頓

- ① 校舎内外は常に清潔にし、整理整頓に気をつけよう。
- ② 掃除道具は大切に扱い、掃除は全員の協力で速やかにやろう。
- ③ 便所は清潔に使用しよう。
- ④ロッカー内の整理整頓を心がけよう。
- ⑤ 建物、机、椅子その他各種の備品を大切に扱い、常に整頓を心がけよう。

(5) 給食

- ① 係は服装を整えて配膳しよう。
- ② 食事作法を守るようにしよう。

(6) 掲示・放送

- ① 掲示物を大切にしよう。
- ② 放送が始まったら静かにし、聞きおとさないようにしよう。

(7) 部活動

- ① 部活動に積極的に参加し、運動または文化活動に自己の特技を発揮し、学校生活を豊かにするよう心がけよう。
- ② 学年のへだたりを考えず、望ましい人間関係を養うよう心がけよう。
- ③ 自己の体力に合う活動のできるよう、お互いに気をつけよう。
- ④ 欠席するときは、前もってその理由を顧問、または部長に届けるようにしよう。

(8) 校具・校舎等の使用

- ① 使用するときは、目的などきちんと伝え、係の先生の許可を得る。
- ② 使用規定を守り、使用後はきちんと後始末をし、万一汚したり、破損した場合は係の先生に届け出る。
- ③ 休日の場合は、担当の先生の指導のもとに行う。
- ④ 体育館の使用は体育館使用規定を守る。

(9) 集会

- ① 時間に遅れないように心がけよう。

(10) その他

- ① 登校後は無断で校外に出ない。
- ② 屋上、ベランダ(掃除の時は除く)など危険なところへは行かない。
- ③ 特別教室へは無断で入室しない。
- ④ 緊急避難(台風、火災、地震など)のときは、別に定めた非常災害発生時の心得に従って整然と行動しよう。

5. 校外生活について

- (1) 規律ある生活をし、余暇を有意義に過ごそう。
- (2) 外出の場合は「行き先、用件、同伴者、帰宅時刻」を保護者に知らせてから行こう。
- (3) 夜間(日没以後)の外出は、保護者の許可を得て行こう。

- (4)映画館, ショッピングモール, 繁華街 などへ行くときは, 保護者の許可を得て行こう。(保護者, またはそれに準ずる人と行くことが望ましい。)
- (5)メール, SNS等で他人の悪口を絶対に書きこまないようにしよう。

6. 休み中の生活について

- (1)休業中の生活心得を守ろう。

7. 保健衛生について

- (1)健康第一, 無理をしないよう, 自分で健康管理に努めよう。
- (2)衣服, ハンカチ, タオルなどは清潔なものを使用しよう。
- (3)頭髪, 手足, つめなど身体はいつも清潔にしておこう。
- (4)授業中は正しい姿勢で, また教室内の換気にも十分気をつけよう。
- (5)負傷, 病気の場合は, 保健の先生や担当の先生に申し出よう。

8. 諸届けについて

- (1)欠席, 遅刻, 早退, 忌引などの場合は, 必ず事前に保護者を通じて学校に連絡しよう。

忌引の日数

7日…父母

3日…祖父母, 兄弟姉妹

1日…おじ, おば, めい, おい,

曾祖父母

- (2)やむを得ず服装規定以外のものを着用する場合, 通学方法を変える場合は, 事前に担任に申し出て許可を得よう。

9. その他

- (1)学校と家庭の連絡は責任をもってしよう。
- (2)図書館は規定に従って利用しよう。
- (3)アルバイトは原則として禁止。
- (4)学校はおしゃれをする場ではないので, 原則化粧は禁止。

南陵中学校服装規定

南陵中学校生徒としての品位を保つため、以下に記したものを服装の基準とする。

1. 制服全体に関する市内統一事項

- (1) 令和6年度より新制服を導入する。
- (2) 令和6年度新1年生は、原則新制服を着用する。新2年生、3年生でも新制服を着用してもよい。(新1年生でも、兄弟の制服を着て経済的な負担を軽減できるように旧制服を着用することも可能)
- (3) 新制服と旧制服が混在するが、移行期間を3年間設けて、令和9年度からは全生徒が新しい制服を着用することとする。
- (4) 令和6年度の新2・3年生が、制服の買い換えをする場合、旧タイプを再び買うこともできる。
- (5) 旧制服を着用する生徒(主に2・3年生)も、夏の制服として、下は旧制服で、上は 白のポロシャツの着用でもよい。(当然、従来どおりの上でもよい)
- (6) 名札の着用位置は、左胸(ブレザーはエンブレム上)とする。交通安全リボンは廃止 する。
- (7) 登下校は通年で原則制服とする。
- (8) カッターシャツやポロシャツは、ボタндаウンも可とする。
- (9) カッターシャツとポロシャツの下には、必ず肌着を着用する。
- (10) 現行の制服のベルトやスラックス着用時のベルト、スカートとキュロット着用時の ゴムベルトの色は、黒・紺・茶の無地とする。
- (11) 夏服を着用時に、冷房のある教室で、寒く感じる場合は、ジャージを羽織ってもよい。
- (12) 冬服を着用時に、寒く感じる生徒は、ブレザーや学生服の内側にセーターやカーディガン、ベストなどを着用してもよい。色は、黒、紺、茶、グレー系の無地で派手でない 色とする。ただし、冬服の袖や裾から過度に出ないようにする。
- (13) 名札の台布は基本的になしでよいこととする。

2. 学生服(現行)

夏服は7月～9月、冬服は11月～4月を目安に着用する。

(1) 冬服

上 衣…標準マークのある黒の標準型詰襟学生服で、カラーを着用する(縫い付けタイプ可)。前ボタン5個、袖ボタン2個とする。変形のもの、たとえ標準マークがついていても認めない。冬服の中には、白無地のカッターシャツを着用する。上衣を着た上で、寒く感じる場合はカッターシャツの上に 黒、紺、茶、グレーの無地又はワンポイントのセーター・ベスト・トレーナーを着用してもよい。ただし、冬服の袖や裾から過度に出ないようにする。

ズボン…標準マークのある黒のノータックストレート型学生ズボン。変形のもの、たとえ標準マークがついていても認めない。

(2) 夏服

上 衣・・・白無地の開襟シャツ, カッターシャツとする。

夏服の中には, 白無地 (ワンポイント可) の肌着を着る。

ズボン・・・冬服に準ずる。

3. セーラー服(現行)

夏服は7月～9月, 冬服は11月～4月を目安に着用する。

(1) 冬服

上 衣 ……濃紺のセーラー型, 白線二本で, 胸あてをつける。指定のリボンをつける。

スカート・・・ひだ数が28~32本で, ひざが隠れる長さにする。冬服の中には, 首にかかからない程度の Tシャツ, トレーナー, セーターなどを着用する。色は制服に合うものとする。ただし, 冬服の袖や裾から過度に出ないようにする。

(2) 夏服

上 衣 ……白無地, 襟は濃紺のセーラー型, その他は冬服に準ずる。

夏服の中には白無地 (ワンポイント可) の肌着を着る。

スカート・・・冬服に準ずる。

4. 新制服に関する市内統一事項

(1) ボトムスはスラックス, スカート, キュロットの3種類から性別に関わらず選択し, 着用できる。

(2) 冬服の上着は男女兼用のブレザーである。これは4中学校共通のもので, エンブレム だけ学校独自のものとする。ボタンは市内統一デザインである。

(3) ブレザーの中は, 白色のカッターシャツとする(市指定服はない)。

(4) ネクタイ, リボンは, 性別に関係なく選択して着用できる。

(5) 夏服の上はカッターシャツまたはポロシャツで, 色は白とし, 市販のものでもよい。 長袖でも半袖でも可とする。また, ポロシャツの裾のイン・アウトはどちらでも可とする。ただし, カッターシャツの裾はインとする。

(6) 夏服のポロシャツは, 白の無地, ワンポイントまで可とする。

(7) 冬服でのネクタイ, リボンの着用について, 式日(入学式, 卒業式, 始業式, 終業式)と学校で定めた日は必ず着用する。それ以外は自由とする。(ただし, 1学期終業式と2学期始業式は夏服のため不要)

(8) 体育、部活動(運動部)等での活動時は、制服のポロシャツは着用しない。

5. 新制服着用のさまざまなバリエーション

<冬服>【基本形】

(上)ブレザー

(下)冬用の、ズボン/スカート/キュロット

※スカートはひざが隠れる長さにする。

○ブレザーの内側:カッターシャツ<色は白。半袖でも長袖でも可。ボタンドウンも可>

※ボタンドウンは必ずボタンを閉めること(ネクタイリボンを着用時も)

○ネクタイ,リボン

<式日,学校の指定する日等。ただし,1学期終業式,2学期始業式は不要>

※ネクタイ,リボンを着用する場合は,それに適したカッターシャツとする。(開襟シャツでは,ネクタイ等を付けられないので,注意が必要)

○名札の着用位置は,左胸(ブレザーはエンブレム上)とする。交通安全リボンはなし。台布は基本的になしでよい。

○ベルト・ゴムベルト

<スラックス⇒ベルト。スカート・キュロット⇒ゴムベルト>(色は黒・紺、茶で、無地)

【防寒対策1】

○冬服を着用時に,寒く感じる生徒は,ブレザーの内側にセーターやカーディガンを着用してもよい。セーターやカーディガンの色は,黒、紺、茶、グレー系の派手でない色とする。

※上着(ブレザー)をまず着る。それでも寒ければ,ブレザーの内側にセーターやカーディガンを着る。

【防寒対策2】

○登下校時に冬服(ブレザー)を着た上で,コートやウインドブレーカーを上に着用してもよい。

【移行期での暑さ対策】

○冬服(ブレザー着用時)の場合,中にカッターシャツを着ることとなっているが暑く感じる時は上着(ブレザー)を脱いでもよい。

<夏服>【基本形】

(上)カッターシャツ、ポロシャツ(ワンポイント可)

<色は白。半袖でも長袖でも可。ボタンドウンも可>

※ボタンドウンは必ずボタンを閉めること(ネクタイリボンを着用時も)

(下)夏用の、ズボン/スカート/キュロット

○ネクタイ,リボンは不要。

○名札の着用位置は,左胸(ブレザーはエンブレム上)とする。名札吊のあるブレザーは使用可。交通安全リボンはなし。台布は基本的になしでよい。

○ベルト・ゴムベルト

<スラックス⇒ベルト。スカート・キュロット⇒ゴムベルト>(色は黒・紺、茶の無地)

【移行期での寒さ対策】

○長袖のカッターシャツやポロシャツを着ることで調整する。

○夏服を着用時に,冷房のある教室で,寒く感じる場合は,ジャージを羽織ってもよい。

※制服の上にジャージの上を羽織って登校しない。

6. その他

(1) 名札

左胸ポケットにホックまたは安全ピンでとめる。名札を制服にぬいつけてもよい。学年・学級を示すシールを貼る。

(2) 靴下

白無地(ワンポイント可)で、くるぶしが隠れるものとする。冬服時、ストッキング(肌色、黒)やタイツ(黒、紺)の着用を認める。ただし、無地に限る。また、スカート着用時に黒や紺を履く場合においては、同色無地の靴下の着用も認める。

(3) ベルト

黒、茶、紺の無地で華美でないものを使用する。

(4) 靴

白地のひも付き運動靴とする。ハイカットは不可。雨天時は、レインシューズの使用を認める。

(5) 上履き

学校で定められたものを使用する。

(6) カバン

学校指定のものとし、用具等入らない場合は、口が締まるカバンを持ってきてよい。

(7) 雨具

カッパは白、アイボリーのものを使用する。傘は実用的で、華美でないものを使用する。

(8) 防寒具

学校指定のウィンドブレーカー、または、黒、紺などの華美でない実用的なコートを着用してもよい。手袋、マフラー、ネックウォーマーも認める。コート、手袋、マフラー、ネックウォーマーは登下校時、外庭掃除の時に限る。

(9) 体育時の服装

夏…基本的には、半袖シャツ、ハーフパンツ、白靴下

冬…夏の服装にジャージ(上・下)を着用してもよい。ウィンドブレーカーの着用が認められる場合もある。すべて学校指定のものとする。靴は、外は運動靴、体育館では専用のシューズを使用する。靴下は白のみ。

(10) 部活動時の服装

学校指定のジャージ、半袖シャツ、ハーフパンツ、ウィンドブレーカー、または部活動で指定されたものを着用する。ただし、夏季は白、黒、紺の無地(ワンポイント可)のTシャツの着用を許可する。

7. 頭髪

(1) TPOを意識した中学生らしい、清楚で活動的な髪型とする。

(2) 授業の妨げにならないよう、目にかからないようにする。

(3) 目や肩にかかる場合、ゴム、ピンでとめること。(ゴム、ピンの色は、黒、紺、

茶など派手でないものとする。)

(4)脱色, 染色, パーマ, 整髪料の使用は禁止する。その他, 特異な髪型をしない。

南陵中学校交通のきまり

(1) 自転車の使用許可について

- ① 「自転車使用許可願い及び通学路届」を提出する。
- ② 自転車通学は、希望する生徒にのみ許可する。
- ③ ヘルメット正面に校章のステッカーを貼り、内側に記名をする。
- ④ 自転車通学者は自転車後方の目立つ位置(泥よけなど)にステッカーを貼る。
- ⑤ 交通法規及び、南陵中学校の自転車交通規則を必ず守る。
- ⑥ 通学用自転車の規定に基づいた車両を利用する。
- ⑦ 自転車点検を受けるとともに、常に自転車の整備をし、不備については早急に修理する。
- ⑧ 上記の①～⑦を守れない生徒については、自転車の使用を許可しない。または使用許可を取り消すことがある。

(2) 南陵中学校の自転車交通規則について

- ① 交通法規を必ず守る。下記のものについては特に注意する。
 - ・一時停止と左右確認をする。
 - ・原則として左側の車道の端を走行し、信号機に従う。
 - ・自転車横断帯のない横断歩道は自転車を押して渡る。
 - ・一列走行をする。(斜め前後で並んでいる場合は二列とみなす。)
 - ・無理な追い越しをしない。追い越す場合には後方を十分に確認する。
 - ・手放し運転、二人乗り、無灯火、傘さし運転などの危険な乗り方をしない。
- ② ヘルメットのあごひもをしっかりと絡め、まっすぐ着用する。(前頭部を出さない。)
- ③ 安全な車間距離(5m以上)を保つ。
- ④ カバンは荷台に縛る。カバンが複数の場合は、最も重い物を荷台に縛り、軽い物を前かごに乗せてもよい。
- ⑤ 服の袖の中に手を入れたまま運転しない。
- ⑥ 両足の指の付け根が地面につく高さよりもサドルを高くしない。
- ⑦ 届け出た通学路を通過して登下校する。
- ⑧ 登下校時は校内自転車通路を通行する。
 - ・登校時は正門を利用する。ただし、檜原地区の生徒及び、古場地区、苧屋地区、小鈴谷方面から登校する生徒の一部のみプール横の南門を利用する。
 - ・下校時はプール横の南門を利用する。ただし、西浦北小学校区、熊野地区の生徒のみ正門を利用する。
- ⑨ 指定された自転車置き場に駐輪する。

(3) 通学用自転車について

- ① 車種は実用車とし、特殊なもの(競技用車、マウンテンバイクなど)は認めない。
- ② ライト、ベル、錠、反射鏡、両脚スタンド、荷台を必ずつける。
- ③ 必ず記名・防犯登録をする。(住所は町名まで、名前は名字まで)

- ④ ギヤの切りかえは6段以下を原則とする。
- ⑤ ハンドルについては、安全上次の形は禁止する。
 - ・ドロップ、セミドロップ、チョッパー(極端に高いもの)
- ⑥ 改造をしない。
- ⑦ 不必要な付属品(速度計, ハブステップなど)はつけない。
- ⑧ 色については、自由とする。

※自転車保険に必ず加入をしてください。

(4) 徒歩通学について

- ① 自転車通学でない生徒は、原則徒歩通学とする。
- ② 交通法規を必ず守る。
 - ・右端歩行、横断歩道や歩道橋の利用、左右の確認など
- ③ 徒歩通学者が利用する校門は、次の通りとする。
 - ・古場, 苅屋地区→裏門(北門)
 - ・大谷地区, 苅屋地区(学校正門方面)→正門

学校・生徒会等行事予定

4月	入学式・始業式, 家庭訪問, 身体測定, 学級・生徒会役員任命, 風水害避難訓練, 知能・学力テスト
5月	健康診断, 新体力テスト, 自転車点検, 部活動懇談会, 生徒総会, 中間テスト, 地震避難訓練, 修学旅行
6月	プール開始, 期末テスト, 野外教育活動
7月	個人懇談会, 知多地方大会, 終業式
8月	県大会, 東海大会, 全国大会
9月	始業式, 生徒会役員選挙
10月	中間テスト, 学級・生徒会役員任命, 南陵祭, 資源回収
11月	火災避難訓練, 期末テスト
12月	個人懇談会, 終業式
1月	始業式, 3年個人懇談会
2月	1・2年学年末テスト, 3年生を送る会
3月	卒業式, 生徒会役員選挙, 修了式

休業中のくらし

南陵中学校

- ・南陵中学校の生徒としての自覚をもって行動しよう。
- ・自主的な学習と健全な生活が送れるように計画を立て有意義な休みにしよう。
- ・家族の一員としての役割を考え、進んで手伝いをしよう。
- ・自主的に体力づくりをしよう。

1. 学習について

- (1) 自分にあった計画を立て、実行しよう。
- (2) 不得意科目の克服に努力しよう。

2. 保健について

- (1) 規則正しい生活をしよう。
- (2) 疾病の早期治療に心がけよう。

3. 交通安全について

- (1) 自転車に乗るときは、左側一列、ヘルメットの着用など、交通ルールをしっかりと守るようにしよう。
- (2) 行楽客で一日中道路が混雑し、事故が多発する可能性があるため、十分注意しよう。

4. 生活について

- (1) 目標をもち、けじめのある生活をしよう。
- (2) 進んで部活動に参加し、体をきたえよう。
- (3) 水泳は、危険でない場所でするようにしよう。
- (4) 火遊びなどの危険な遊びはやめよう。
- (5) 外出するときは、行き先・目的・同行者・帰宅時刻等をきちんと告げて、出かけるようにしよう。
 - ・中学生らしい服装で出かけ、派手な服装はつつしもう。
 - ・日没前には帰宅しよう。
 - ・外泊はやめよう。
- (6) 不審な人には十分に気をつけよう。
- (7) 進んで手伝いをしよう。
- (8) たばこ・万引き、無免許運転・シンナー等、法律で禁止されている行為は、決して行わない。
- (9) 万一、事故があった場合は、学校と担任の先生に連絡しよう。

常滑市立南陵中学校 電話 0569-35-4005

悩みごとは 早く相談を…

友達や先生に言えないことも、やさしく相談にのってくれるところがたくさんありますよ。

- 家庭児童相談室(子育て総合支援センター内) 0569-43-4127
- 知多児童相談センター 0569-22-3939
- 子ども家庭110番(中央児童相談所) 052-953-4152
- こころの電話 052-261-9671
- ヤングテレホン(平日のみ・県警察本部) 052-951-7867
- いじめ・不登校相談窓口(愛知県教育委員会) 052-961-0900
- 教育相談室(県総合教育センター) 0561-38-2217
- 子ども人権110番(名古屋法務局) 0120-007-110
- 少年相談(名古屋市少年センター) 052-961-2544
- いのちの電話(社会福祉法人愛知いのちの電話協会) 052-971-4343
- ハートフレンドなごや(名古屋市教育センター) 052-683-8222

一人で悩まないで相談しましょう！

(令和4年4月発行)

いじめ、不登校、虐待、非行問題…で悩んでいるあなた、そして家族の皆さんの悩みの相談に応じます。秘密は守られます。安心して電話してください。

24時間子供SOSダイヤル「子どもSOS ほっとライン24」
全国共通ダイヤル ☎0120-0-78310
フリーダイヤルで、通話料は無料です(IP電話の一部はつながりません)
*いじめの問題だけでなく、自分や友だちの命に関わるSOSを相談してください

- 被害少年相談電話〔愛知県警察本部〕
犯罪被害に関する相談は
☎0120-7867-70 (月～金 9:00～17:00)
- 家庭教育相談電話〔愛知県教育委員会〕
いじめや不登校等の家庭教育に関する相談は
☎052-961-0900 (月～金 9:00～16:00)
- 教育相談〔愛知県総合教育センター〕
いじめ、不登校、非行、学業、進路、先生の指導等に関する相談は
☎0561-38-2217 (月～金 9:00～17:00)
- 教育相談こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕
友だち、勉強、学校、家族のことで困ったときの相談は
☎052-261-9671 (年末年始を除く 毎日 10:00～22:00)
- 児童相談所虐待対応ダイヤル〔各地区児童相談所〕
育児や子育て、虐待等に関する相談は
☎189 (いち・はや・く)
【あなたの住んでいる市町村の相談窓口】



+

☎

警報発令時における生徒の登下校の取扱いについて

1. 生徒が登校する前に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常授業を行う。
- (2) 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合、午後1時までに登校する。(昼食は家庭で食べてから登校)
- (3) 午前11時以降警報が解除されたり、引き続き解除されない場合は、授業を中止する。

2. 生徒が登校後に、暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

- (1) 状況により、全生徒を安全に帰宅させ得ると校長が判断した場合は、直ちに下校させる。
- (2) 帰宅させるのが危険もしくは困難な場合は、校内の最も安全な場所に集め、待機させる。

3. 大雨・洪水警報が発令された場合

- (1) 大雨等による橋の破壊、土砂崩れ、冠水などで保護者が危険と判断した場合は、登校する必要はない。この場合その旨を学校に連絡する。
- (2) 登校後に発令された場合は、状況を校長が判断し、下校させるなどの措置をとる。

4. その他

- (1) 上記の1～3の場合、登校に危険があると保護者が判断した時は、登校を見合わせ、その旨を学校へ連絡する。

大規模地震発生時等の対応について

1. 「大規模な地震(震度5弱以上)発生時の登下校・授業の扱いについて

① 在校中

- ・授業を打ち切り、「生徒引き取りカード」(または家庭調査票)を確認した上で、保護者に生徒を引き渡す。

大津波警報・津波警報が発令中の場合には、生徒を学校に留め置きます。安全を確認してから、引き取りをお願いします。

② 登下校中

- ・当日の授業は中止します。
- ・学校に近い場合は登校し、保護者の引き取りを待つ。自宅に近い場合は帰宅する。
- ・学校にも自宅にも避難できない時は、家族で決めておいた場所へ避難する。
※家族で話し合い、親戚・知人の家や高台など、避難場所を一カ所以上あらかじめ決めておいてください。

③ 在宅中

- ・当日の授業は中止する。
- ・自宅待機し、保護者で避難等の対応をしてください。

2. 「大津波警報・津波警報発令時」の登下校・授業の扱いについて

① 在校中

- ・生徒を学校に留め置きます。その後、状況に応じて保護者に生徒を引き渡します。

※津波の到達予想時間や予想される高さによっては、高砂山公園(海拔87m)へ避難することも想定しています。その後、安全を確認してから学校へ戻りますので、引き取りをお願いします。

② 登下校中

- ・当日の授業は中止する。
- ・学校に近い場合は登校し、生徒を学校に留め置きます。その後、状況に応じて保護者に生徒を引き渡す。自宅に近い場合は帰宅する。
- ・学校にも自宅にも避難できない時は、家族で決めておいた場所へ避難する。
※家族で話し合い、親戚・知人の家や高台など、避難場所を一カ所以上あらかじめ決めておいてください。

③ 在宅中

- ・当日の授業は中止する。
- ・自宅待機し、保護者で避難等の対応をしてください。

※家庭環境調査票の内容に変更があった時は速やかに担任に届け出る。